官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（二一）　三
○道路法等の一部を改正する法律（二二）　七
〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（一七八）　三
○道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一七九）　三
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八〇）　三
〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一〇）　三
○独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（外務・財務一）　三
○道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五六）　三
〔法規的告示〕
○事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　三
○降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示（気象庁三）　三
〔その他告示〕
○第十二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件（財務一一九）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、特定空家等関係　一八
会社その他
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（法律第二一号）（外務省）

1　開発途上地域の法人等に対する有償資金協力の拡充による民間資金動員の促進

(一)　手法として、改正前の資金の貸付け及び出資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加することとした。（第三条、第一三条第一項第二号、第一四条第一項及び第二項、第一八条第二項並びに第四二条第三項第一号関係）

(二)　改正前の開発事業に係る業務に加え、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加することとした。（第一三条第一項第二号及び第一四条第三項関係）

2　国際協力機構の無償資金協力について、その手法として、改正前の開発途上地域の政府等に対する資金の贈与に加え、国際協力機構による財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっての債務の弁済を追加することとした。（第三条、第一三条第一項第三号及び第三五条関係）

3　国際協力機構の委託により行う開発途上地域に対する技術協力について、その委託先を、改正前に列挙されていた主体に加え、国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者、独立行政法人及び学校等にも拡大することとした。（第一三条第一項第四号関係）

4　有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金について、改正前の政府からの借入れに加え、主務大臣が指定する者からの借入れを可能とすることとした。（第三二条第一項関係）

5　無償資金協力のために国際協力機構が管理している資金であって外務大臣が中断したと認める計画に係るもののうち、中断したと認める時点で当該計画に必要となることが見込まれる資金以外の資金について、国庫に納付しなければならないこととし、また、外務大臣の承認により翌事業年度までの贈与等に充てることを可能とすることとした。（第三五条第三項及び第四項並びに第四二条第一項第三号関係）

6　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

7　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

8　この法律は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律（法律第二二号）（国土交通省）

一　道路法の一部改正関係

1　道路網の整備に関する基本理念の創設

道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の整備及び管理の効率的かつ効果的な実施、道路の適正かつ合理的な利用の促進、道路の防災に関する機能の確保、道路の脱炭素化の推進等を通じ、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを基本理念として行わなければならないこととした。（第一条の二関係）

2　連携協力道路の管理の特例制度の創設

隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕等を関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）間における連携及び協力によって効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力道路」という。）について、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び連携協力道路の管理に関する費用の分担の方法を別に定めることができることとした。（第二〇条の二及び第五五条の二関係）

3　道路啓開計画の策定

交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を効